

新型コロナウイルスの感染拡大以前から、経済指標は既に悪化

図1 景気動向指数(CI・一致指数)の推移

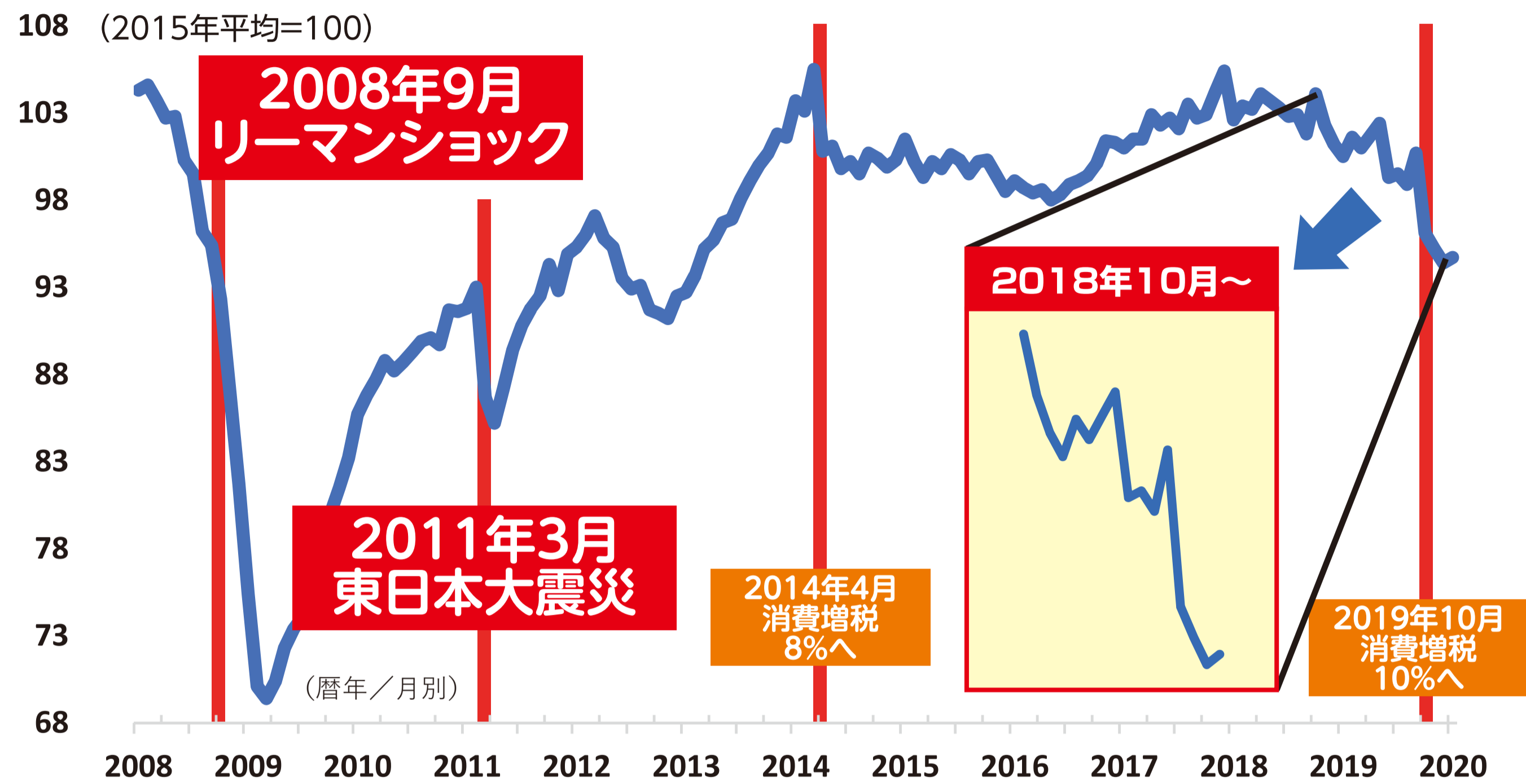


図2 業種別の景況感の推移

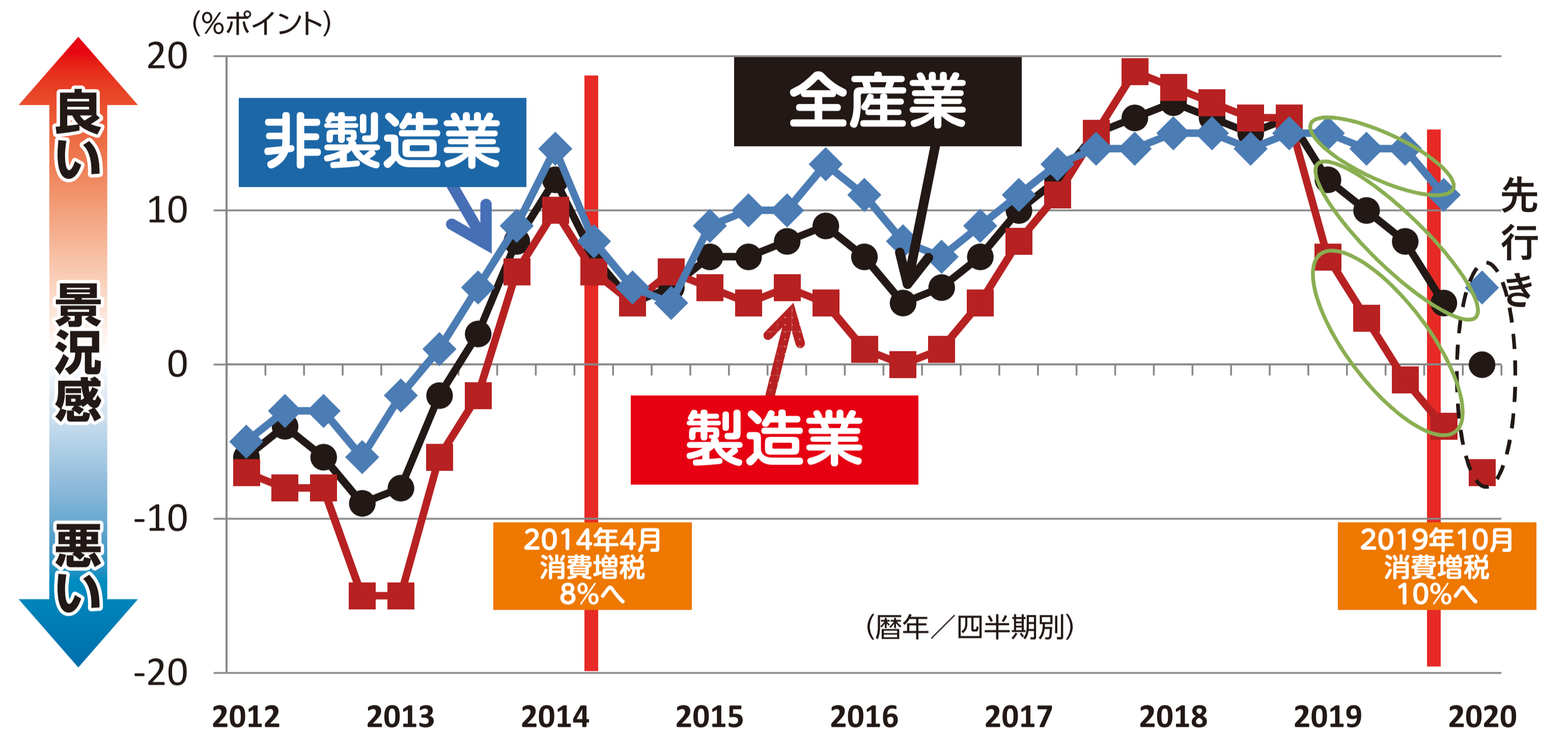
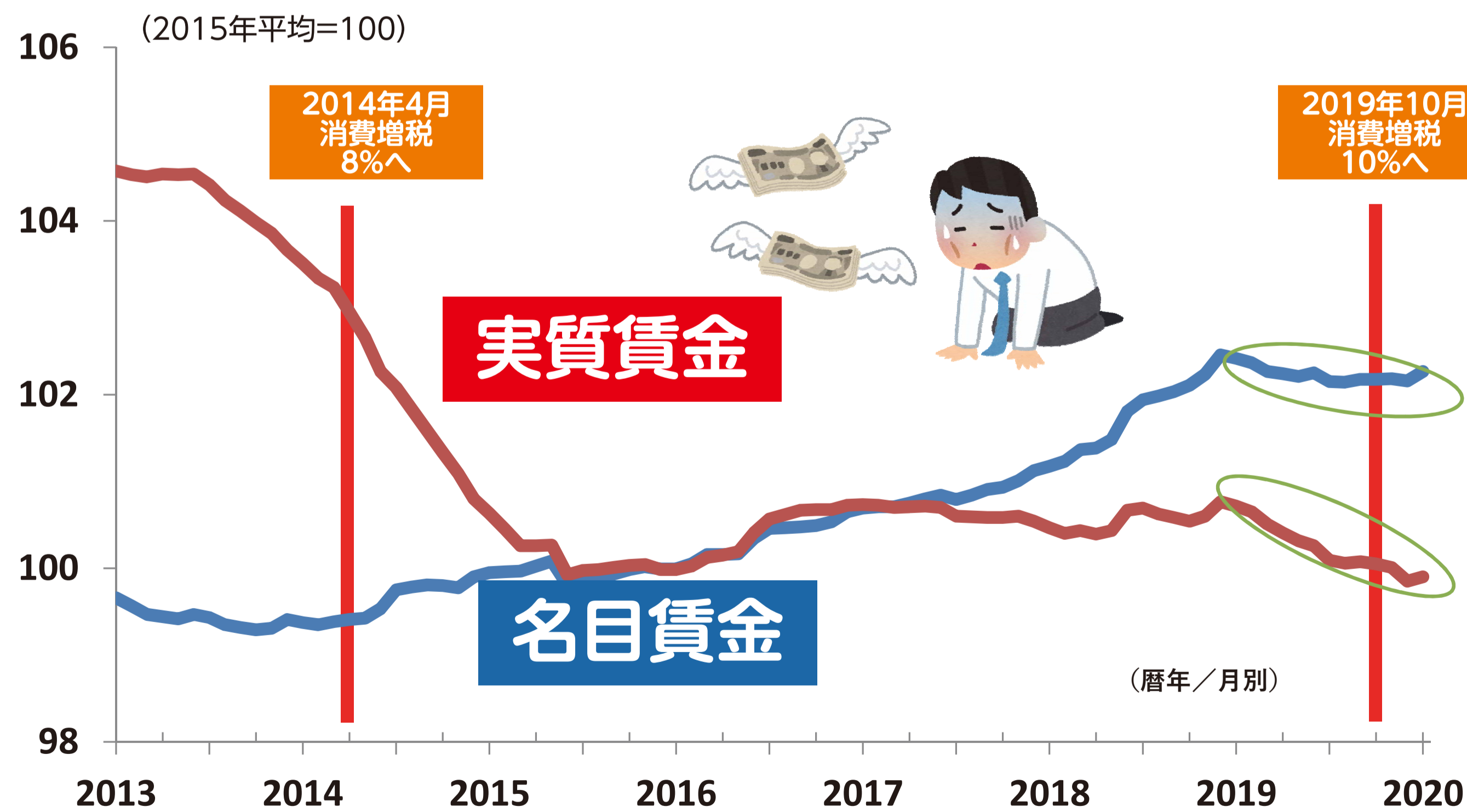
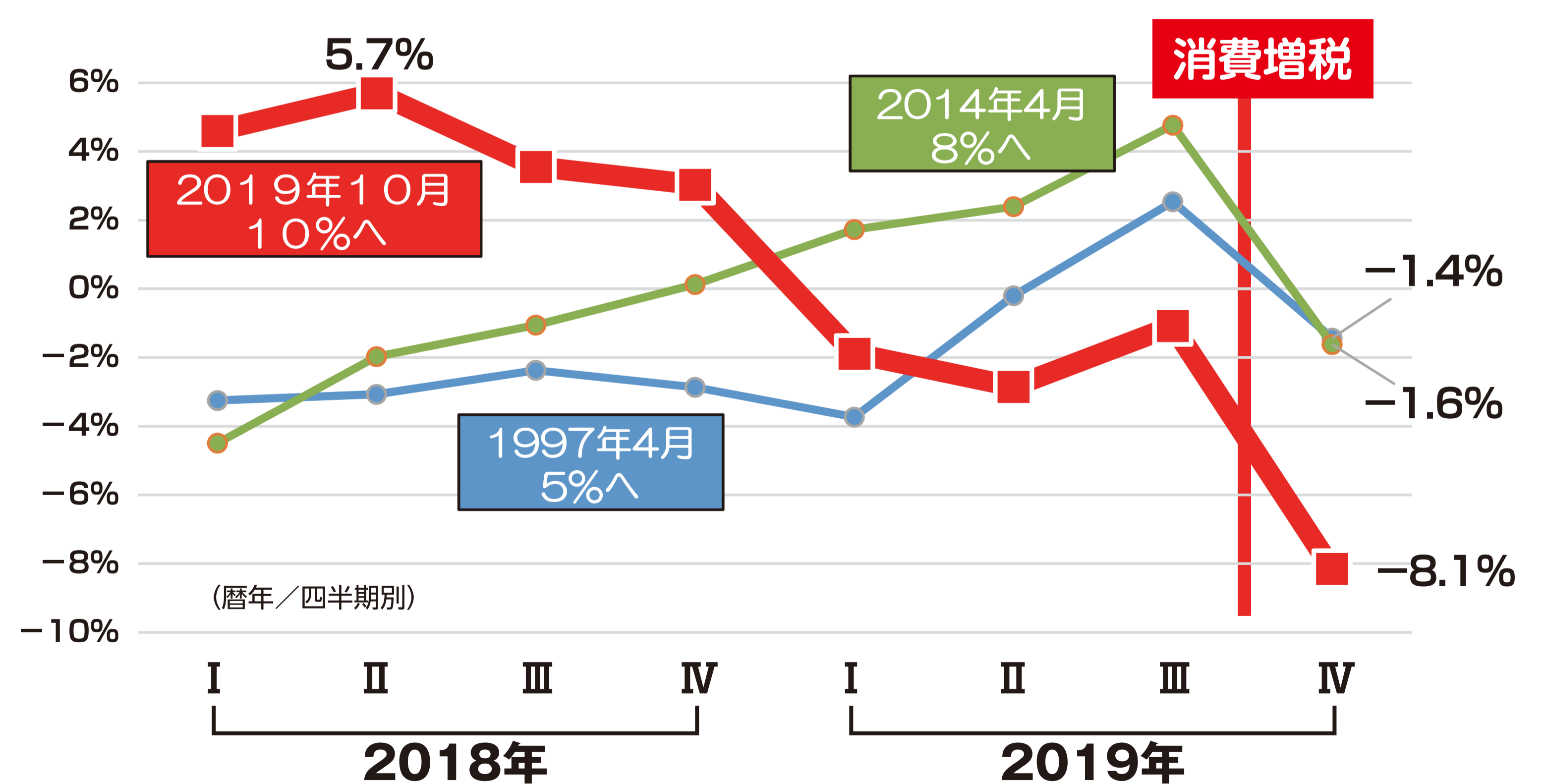


図3 賃金水準の推移



(注)賃金指数(現金給与総額、事業所規模5人以上)の後方12か月移動平均。

図4 卸売業販売額(前年同期比)の推移



出典：図1は内閣府『景気動向指数CI』、図2は日本銀行『短観(全国企業短期経済観測調査)』、
図3は厚生労働省『毎月勤労統計調査』、図4は経済産業省『商業動態統計』をもとに舟山康江事務所作成

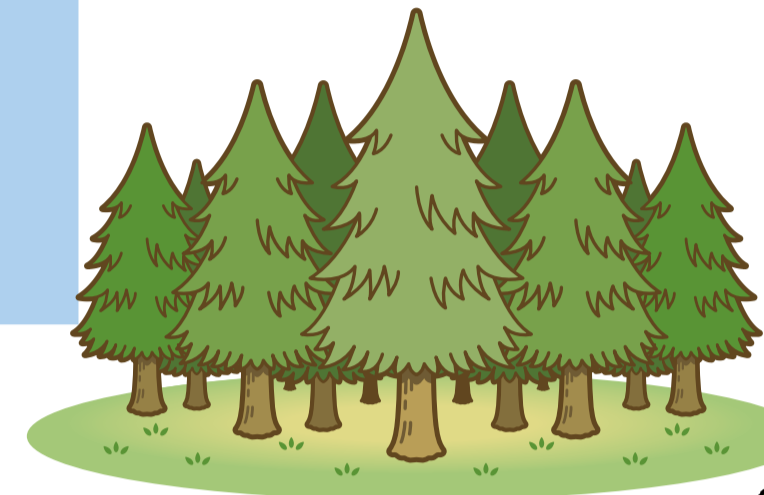
森林環境譲与税の配分方法の問題点



令和6年度～
納税義務者
約**6,200万人**

森林環境税
1,000円/年

制度導入理由
森林の
整備及び促進



■ 国有林
■ 民有林

総務省「平成29年度 市町村別決算状況調

3市ともに
林業費の
支出**ゼロ**

自治体へ

税

年間**160億円**

(市町村分 令和元年度の場合)

譲与基準



人口

30%

私有林人工林
面積

50%

20%

林業
就業者数



譲与額順位

私有林人工林
面積**ゼロ**

譲与額

うち人口分

大阪市

3位

1.10億円

1.02億円

名古屋市

8位

0.89億円

0.87億円

横浜市

1位

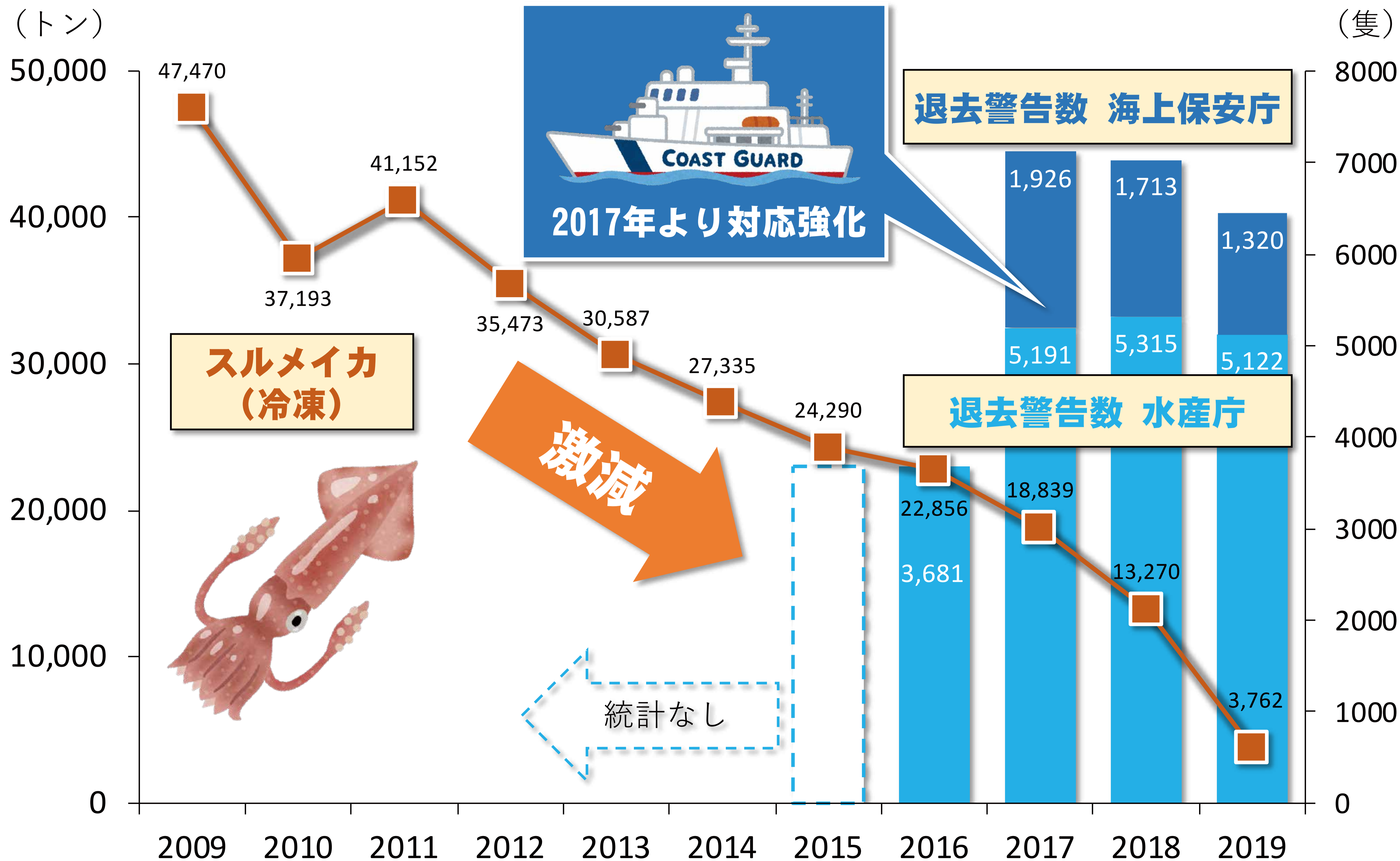
1.42億円

1.41億円

森林のない都市部への配分が厚く、
中山間部の市町村への配分が薄い結果に

出典：総務省、林野庁資料をもとに舟山康江事務所作成。森林分布図は、国有林は林野庁保有の平成29年度時点のデータ、民有林は国土交通省の国土数値情報「森林地域(平成27年度作成)」のデータを使用して作成されたもの。

スルメイカ水揚げ量(全国)と大和堆での退去警告数の推移



出典：水産庁、海上保安庁資料をもとに舟山康江事務所作成

大和堆での外国漁船違法操業問題への政府の対応

第3期海洋基本計画
平成30年5月15日閣議決定

外国漁船等の違法操業～については、
国民の安全・安心の確保の観点から、
政府として重要な課題と認識

本当か？

水産庁漁業取締課

漁業の取締り
外国人が行う漁業の規制
退去警告、放水など



漁業取締船(中国漁船に放水)

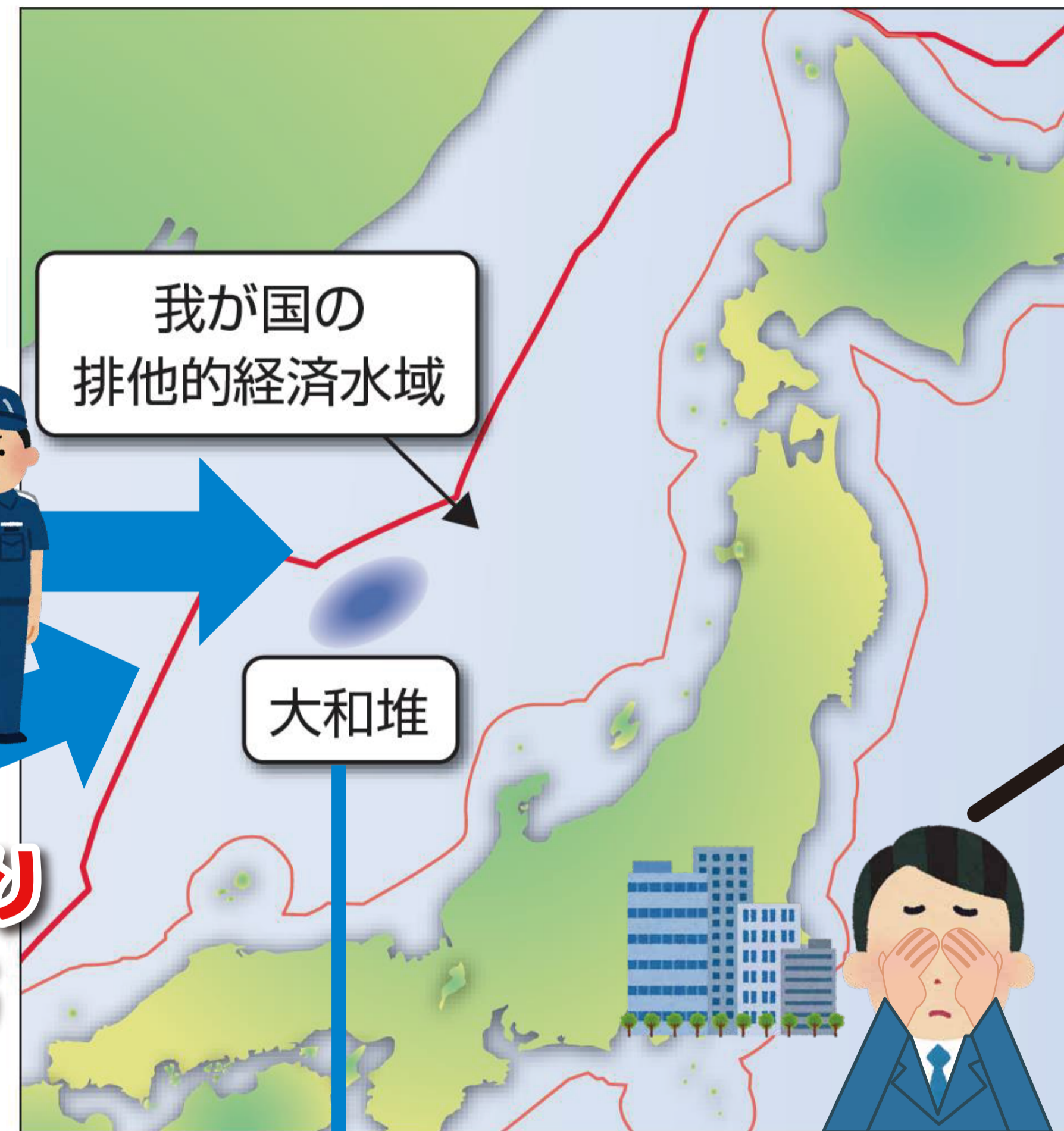
2017年より
協力強化

海上保安庁

外国漁船の取締り
退去警告、放水など



巡視船(北朝鮮漁船に退去警告)



我が国の
排他的経済水域

大和堆

内閣府総合海洋政策本部

関係省庁の施策の取りまとめ、調整

個別具体的な対応状況は、
他の省庁に聞いて
もらわないと…



外務省

独自の資料は何もない。
海洋法室もあるけど、
関連条約の解釈のみ。
関係国との交渉はしません。

国際交渉の気配なし

中国・
モンゴル課

北東・アジア
第二課



北朝鮮漁船(木造船)



当時の福島地検いわき支部の対応について

令和2年3月13日

法 務 省

1 執務場所変更の理由

検察庁法第2条により、検察庁は、裁判所と対応してその事務を行うとされているところ、東日本大震災により、福島地検いわき支部管内においても、死者・行方不明者が多数に上り、建物等にも甚大な被害が及ぶとともに、水道などのライフラインも途絶した状態にあり、さらに、余震も相次ぐなど、今後の推移が極めて流動的かつ不透明な状況となっていた。

このため、いわき市内の支部庁舎に関係者を呼び出し、取調べを行うことが事実上困難になるなど、いわき市内の庁舎での執務遂行には大きな支障が生じていたところ、福島地裁から、一時的に地裁いわき支部の執務場所を変更したい旨の申出を受け、協議した結果、地裁いわき支部の執務場所の変更に合わせて、平成23年3月16日から地検いわき支部の執務場所を一時的に変更し、その事務を郡山支部で取り扱うこととしたものと承知している。

2 当時の釈放の経過

福島地検いわき支部においては、震災から平成23年3月15日までの間に、起訴前の勾留中の被疑者12名について釈放の手続を行ったものと承知。

福島地検いわき支部だけではなく、仙台地検と福島地検の管内では震災による被害が甚大であり、余震も相次ぐなど、その後の推移が極めて流動的かつ不透明な状況の中で、被疑者の身体の安全を確保することが求められる一方、勾留期間内に、関係者を検察庁等に呼び出し、取調べを行うなど所要の捜査を遂行することが困難となっていた。

このため、両地検管内において、主に起訴前の逮捕・勾留中の被疑者等について、検察官が、個々の事案の内容や捜査の進捗状況、身柄拘束の継続の必要性の有無等を慎重に判断し、終局処分が可能なものについては起訴するなどの処分を行い、身柄拘束を継続する必要性がないと判断した仙台地検管内30名、福島地検管内31名の釈放の手続を行ったものと承知している。